

豊教教学第827号
令和4年7月12日

保護者 各位

豊見城市教育委員会
教育長 瀬長 盛光
(公印省略)

屋外でのマスクの着脱について（お知らせ）

時下、平素より本市の感染症対策へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

さて、沖縄県教育委員会のお知らせにより、熱中症を防止する観点から、屋外においてマスクを外すことが推奨されております。

つきましては、各家庭におかれましては、下記の内容を再度ご確認くださいませよう、よろしくお願いたします。

記

【再確認】

○基本的な感染対策

地域の実情に応じた基本的な感染対策（「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等）を徹底していく

○マスクの着用が必要ない場面

- ・十分な身体的距離が確保できる場合
- ・熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合
- ・体育の授業、運動部活動の活動中、登下校中

(学校での対応)

○熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導する

○熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識し、児童生徒に対してその危険性を適切に指導する

○様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しても適切な配慮が必要になりますが、その場合にも、熱中症対策を適切に講じる

屋外ではマスクの着用により、熱中症のリスクが高まります。

熱中症防止の観点から、 屋外において、マスクを外すことを推奨します。

マスク着脱の実践例について

※マスクを外した方が良いと考えられる場合でも、自身が必要だと判断する際は、マスクを着用ください。

マスクを外した方が良い考えられる場合(屋外)

- 徒歩や自転車で通勤、通学(登下校)するとき
- ランニングなどの運動をするとき
- 屋外で作業(農業など)をするとき
- 車を運転しているとき(車中で1人の場合等)
- 雨天時に傘をさしているとき 等

※特に運動時には、忘れずにマスクを外しましょう。

※屋外での散歩やランニング、通勤、通学等もマスクは必要ありません。

屋外であっても マスクを必要とする場合

- 会話をするとき
(近距離で2メートル以内を目安)
- 人が密集しているとき
- 発熱などの風邪の症状があり、
通院などでやむを得ず外出を
するとき 等

<屋外におけるマスクの着脱のポイント>

- 屋内に入る際や公共交通機関を利用する際は、マスクを着用できるようにしてください。
- マスクは常に携帯し、人と会話する際は、いつでも着用できるようにしてください。

※人との距離を確保し、会話をほとんど行わない場合はマスクは必要ありません。

※高齢者、子ども、障がいをお持ちの方は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

